

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和4年6月27日(月) ホテル熊本テルサ1階会議室「テルサルーム」	
出席委員氏名 ※50音順	天本 徳浩 (崇城大学総合教育センター 教授) 下田 典子 (行政書士) 谷本 たまみ (税理士) 辻本 剛三 (熊本大学大学院先端科学研究部(工学系)水圏環境教授) 原島 良成 (熊本大学熊本創生推進機構准教授(法学部併任・行政法))	
審議対象期間	令和4年1月1日 ~ 令和4年3月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	3件	
指名競争入札	2件	
随意契約	0件	
談合情報	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定</p> <p>○まず、議事の（１）、会議の公開・非公開について、熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会は公開・非公開を決めるものとする」とあり、今回も議事の公開・非公開について、決めたいと思う。議事の中で非公開に該当する部分について事務局から説明をお願いする。</p> <p>○「議事（３）抽出事案の審議」のうち総合評価の判定に係る審議部分と、「議事（４）委員間の意見交換」を非公開とすることについてよろしいか。</p> <p>○異議なし。</p> <p>○傍聴者（報道関係者）に説明する。今回の審議において、「議事（３）抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分」と、「議事（４）委員間の意見交換」については非公開と決定した。</p> <p>2 委員長及び委員長代理の選出について</p> <p>○議事（２）の委員長及び委員長代理の選出について、熊本県入札監視委員会設置要綱により、委員長は委員の互選により定め、また、委員長代理は、委員長が指名することとなっており、委員間</p>	<p>（事務局の提案）</p> <p>○委員会でを行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「議事（３）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総合評価判定シート」については、県情報公開条例の「公にすることにより当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当すると考え、不開示情報と判断する。</p> <p>次に、「議事（４）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第３公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p> <p>報道関係者入室</p>

意見・質問	回答
<p>で委員長を選出いただくこととなっている。委員長に立候補される方、または他の委員から推薦のご意見があればお願いしたい。</p> <p>○委員長について、異議なし</p> <p>○委員長代理について、異議なし</p> <p>3 入札及び契約手続の運用状況の報告</p> <p>【R1～3年度の熊本県発注工事の入札結果の推移（資料1）】</p> <p>【R3年度の不調不落状況について（資料2-1）】</p> <p>【R4年度の不調不落状況について（資料2-2）】</p> <p>【令和2年災害関連等工事に係る入札契約制度の見直し（資料2-3）】</p> <p>【指名停止の運用状況一覧（資料3）】</p> <p>【入札契約方式別発注工事一覧（資料4）】</p> <p>○指名停止の制度について、教えていただきたい。工事関係者が死亡の場合は、指名停止期間1ヶ月となっており、軽傷と重傷の場合は2週間となっている。指名停止期間に、けがの重さというのは反映されるものなのか。</p> <p>○その上で指名停止期間が、軽傷と重傷と同じなのはなぜか。</p> <p>○制度としては理解できたが、結果として軽傷と重傷が同じになっていいのだろうかということを感じた。</p>	<p>（委員からの推薦）</p> <p>○前任中に委員長でもあった辻本委員に今期も引き続き委員長として推薦したいと思うが、いかがか。</p> <p>（委員長からの推薦）</p> <p>○委員長代理について、要綱第4条第2項であらかじめ委員長の指名する委員とされており、天本委員にお願いしたい。</p> <p>（事務局）資料1～4を報告</p> <p>○指名停止措置要領の中で、軽傷の場合、重傷の場合、死亡の場合で指名停止期間を定めている。参考までに申し上げますと、安全管理措置が不適切だった場合の軽傷については、主に2週間、重傷の場合は2週間から1ヶ月、死亡の場合は1ヶ月から3ヶ月というように規定をしている。</p> <p>○それぞれの事故で、期間を設定しているが、基本的には、期間が1ヶ月から2ヶ月という枠がある場合は、一番低い方から採用していく。現行で、安全管理の措置が不適切だった場合というのは、軽傷は2週間が限度で、重傷は2週間から1ヶ月と決めており、そこは同じ2週間になる。</p>

意見・質問	回答
<p>3 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について（資料5）】 ※R3.7.1～12.31 抽出担当 谷本委員から説明</p> <p>【審議対象工事（資料6）】 《指名競争入札》 （1）球磨管内災害関連緊急治山事業第87号工事 ○指名業者10者を選定する際、地理的要件、指名回数を考慮して選定するという説明だったが、指名業者調書を見ると指名回数に差があるように見える。この指名回数を業者選定にどのように反映しているのか教えてほしい。</p> <p>○今回の入札は辞退者もなく、10者すべての業者が応札しているが、これは工事に特殊性がなく、比較的参加しやすい工事であったと理解してよいか。</p> <p>○事業年度に「令和2年度事業」とあるが、令和2年度の工事を今年度実施するということか。</p> <p>（2）滴水川（3336）2年発生砂防災害復旧事業（過年）工事 ○辞退業者が7者となっているが、既に工事を受注しているということか。</p> <p>《条件付一般競争入札》 （3）園口川災害関連緊急砂防（えん堤）工事 ○落札率が低くなっているが、予定価格が高額ということで、入札業者の意欲が非常に高かったのではないかと考えるが、その他に要因等があれば教えていただきたい。</p>	<p>○今回は、施工場所に所在する業者、その次に隣接する市町村に所在する業者ということで選定し、その結果10者となったため、指名回数というところには至っていない。</p> <p>○ご指摘の面も考えられる。また、現場の条件面でも、村道から少し入った施工場所ということもあり、比較的現場に入りやすい面もその要因かと考える。</p> <p>○本工事は令和2年度発生の災害復旧工事で、令和2年度の繰り越し予算での施工となっている。</p> <p>○小国町、南小国町に災害が集中したということで、辞退した業者は手持ち工事が多かったのではと考える。</p> <p>○本工事は工事用道路と一体で発注しているということで現場の施工条件が良いことと、早めに発注予定を公表しているため、情報入手期間あったことが、この結果に繋がっているのではないかと考える。</p> <p>○また、今回は不調不落対策で、昨年災害型の総合評価方式を取り入れたもの。災害型でない場合は、地域得点というものがあるが、災害型では地域得点がないため他の地域の業者が参加しやすくなっている。</p>

意見・質問	回答
<p>(4) 天草家畜保健衛生所電気設備工事 意見等なし</p> <p>(5) 第二原水工業団地企業誘致環境整備(下水) (開削その8) 工事 ○菊陽町から受託されたということだが、費用は菊陽町が支払うということか。</p> <p>○他に意見等ないか。なければこれで抽出事案の理由及び経緯に係る審議については終了する。 公開になっていた部分はここまでになるので、マスコミ及び傍聴者の方は退室をお願いします。</p> <p>(傍聴者、マスコミ他退室)</p> <p>4 委員間の意見交換 (非公開)</p>	<p>また、令和2年7月豪雨災害による工事が多い地域以外の業者も参加しており、できるだけ低い金額でも受注したいという努力があったのではと考える。</p> <p>○県が工事の発注施工等を受託しているが、必要となる経費については、菊陽町が国費を要求している。</p>